

訪日高付加価値旅行者向けコンテンツ造成業務 公募型プロポーザル仕様書

1. 委託業務名

訪日高付加価値旅行者向けコンテンツ造成業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和6年2月15日（木）まで

3. 趣旨・目的

兵庫県におけるインバウンド市場の復活に向けては、2019年度市場における都道府県順位が消費額10位、訪日外国人数11位と上位にありながら、ひとり当たり消費額が41位と低迷していた状況の改善が急務である。そのためには観光庁が推進する高付加価値なインバウンド観光地づくりを意識した着地整備を推進していく必要がある。

兵庫県は、バラエティに富んだ自然や文化や風土に恵まれ、素晴らしい観光資源に恵まれているが、その資源が最大限に活かされていない状況にある。

そこで、地域の観光コンテンツを高付加価値な旅行者に響く観光資源に育て磨き上げる調査事業を実施し、訪日観光客を兵庫県の『地域資源』に誘客し、情報の発信に繋げる。

4. 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5. 委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 業務の内容

- (1) 委託者が過去造成した国内旅行者向けコンテンツの中から、「ストーリー性」、「稀少性」、「独自性」、「持続可能性」、「事業者の取組実績」等を踏まえ、訪日高付加価値旅行者向けとなるコンテンツを選定し磨き上げる。

【参考】

過去に造成したコンテンツパンフレット（PDF）

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>

兵庫テロワール旅

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

①コンテンツの募集

委託者が令和2年度から取り組んでいる「Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業」において選定された事業者の取組み、実績を調査し本事業のコンセプトに沿ったコンテンツ候補をリストアップする。

②現地調査

現地を訪れ、立地条件、マンパワー、事業者の意向等、丁寧なヒアリングを実施し、対象コンテンツのインバウンド向けブラッシュアップを目的とする現地調査を実施する。

ア 調査期間：令和5年7月～令和6年2月

イ 調査数：5～8コンテンツ（1コンテンツあたり1泊2日を想定）

ウ 調査項目：インバウンドの受け入れの可否について

以下のような高付加価値旅行者層向けコンテンツとなるために必要な調査

- ・受け入れの意向（可/不可/今後検討）
- ・多言語対応が可能（常時・予約時）
- ・対応可能な言語の把握
- ・通訳ガイドの同行に限る
- ・翻訳機による対応
- ・過去の受け入れ実績
- ・立地条件（訪日観光客から見たアクセス）
- ・その他受け入れ環境（マンパワー 他） 等

※受託者は、委託者職員を可能な限り同行させ、コンテンツ事業者にアドバイスを
行うとともに、指導内容を取りまとめ、コンテンツ事業者にフィードバックを行
うこと

③タリフの作成

上記①②を踏まえ、コンテンツの内容、料金、受付、受入体制等をコンテンツ事業者と調整のうえ、下記項目を盛り込んだ1コンテンツごとのタリフとして取りまとめること。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同意の別）、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（れるもの、個数、受け取り方法）、インバウンド受け入れの可否(条件)等

④商談会用パンフレットの作成

全編を通じた商談会用パンフレットを作成すること。

⑤ガイドシナリオの制作

上記①②で造成したツアーの各コンテンツについて、そのルーツや背景を学ぶとともに、インバウンド高付加価値旅行者に対して伝えるべきポイントを理解できるガイドシナリオを制作すること。

シナリオは日本語で制作すること。ただし、インバウンド高付加価値旅行者に対して伝えるべきキーフレーズなどは英語及び中国語繁体字で記載すること。

7. 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データの各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと

- ①事業完了報告書
- ②調査したコンテンツ一覧
- ③調査結果（調査行程含む）
- ④コンテンツの説明（各コンテンツには以下の内容を全て含むこと）
 - ・全体コンセプト
 - ・タリフ
 - ・商談会用パンフレット
 - ・ガイドシナリオ
 - ・関係者との協議結果
 - ・アドバイス内容

○関係者との協議結果の記録

- ⑤タリフ、パンフレット、シナリオ当を作成するにあたって撮影した写真
 - ※ポスターを作成するに足る画素数で提出すること
 - ※電子データは、Ai データに加え、PDF 形式で納品すること

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和6年3月14日（金） 17:00

8. 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

9. 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合

は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

10. 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果物の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

11. 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12. 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13. 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提

出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

14. 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15. 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16. 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17. 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

18. その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。